

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
平成 29 年度第 1 回役員会会議録

日 時	2017 年(平成 29 年)4 月 20 日(木) 18:00~18:45
場 所	市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員	菊池会長、東副会長、鈴木副会長、徳本委員、山火委員、石井委員 増田委員、有馬委員、東海委員、桐ヶ谷委員、佐藤(昇)委員、岡本委員 松方委員、小野寺委員、若菜委員、田中委員、菊池委員、丸山委員 佐藤(治)委員、長沢委員、斎藤委員、川西委員
事務局	和田経営企画部長、芳垣経営企画部次長、河合基地対策課基地対策係長 基地対策課 城崎
傍聴者	なし
議 題	1 平成 28 年度事業報告及び収入支出決算について 2 平成 29 年度事業計画(案)収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案) について 3 その他
配付資料	1 会議次第 2 平成 28 年度事業報告 3 平成 28 年度収入支出決算書 4 平成 29 年度事業計画(案) 5 平成 29 年度収入支出予算書(案) 6 平成 29 年度市民協年間活動スケジュール(案) 7 役員名簿 8 平成 28 年度研修会の様子

開 会

事務局： 皆様、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 1 回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で 18 名の委員の出席をいただいております、2 名ほど遅れてこられるとのご連絡をいただいております。半数以上の委員が出席していらっしゃいますので、会則第 10 条第 2 項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

はじめに、前回の役員会以降、役員交代がありましたので、ご紹介させていただきます。逗子市社会福祉協議会会長の若菜敏孝委員でいらっしゃいます。

《 若菜委員あいさつ 》

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日、席上に配付いたしました資料は、会議次第、平成 28 年度事業報告、平成 28 年度収入支出決算書、平成 29 年度事業計画(案)、平成 29 年度収入支出予算書(案)、平成 29 年度市民

協年間活動スケジュール（案）、役員名簿、平成 28 年度研修会の様子、なお、3 月 18 日の研修会に欠席された委員の方には、当日お配りした資料も配布しております。以上ですが、配付洩れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、菊池会長にお願いいたします。

会 長： 本日は、皆様お忙しい中、市民協の平成 29 年度第 1 回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、皆様に平成 28 年度事業報告及び収入支出決算と、平成 29 年度事業計画案及び収入支出予算案等についてご審議いただき、今年度の活動につきまして決定していただくこととなりますので、皆様の忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと思っております。

会 長： ここで、会議の前にお諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は、許可することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会 長： それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

会 長： それでは、議題 1 「平成 28 年度事業報告及び収入支出決算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 着席のまま失礼いたします。それでは、お手元の平成 28 年度事業報告をご覧ください。平成 28 年度に実施しました事業につきましては、記載のとおりでございます。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

平成 28 年度事業報告

1 第 1 回役員会 平成 28 年 4 月 20 日（水）

- （1）平成 27 年度事業報告及び収入支出決算について
- （2）平成 28 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）及び年間活動スケジュール（案）について
- （3）その他

2 活動報告ちらし（市民協だより）の作成全戸配布

- ・ちらし「一緒に学ぼう 池子の森」を 26,200 部庁内印刷（A4 サイズ、三つ折り）全戸配布（広報ずし 9 月号と同時配布）

3 平成 28 年度顧問就任要請活動 平成 28 年 10 月 26 日（水）

- ・菊池会長、東副会長が国会議員会館において、県内選出の衆議院議員 4 名（平成 26 年 12 月選挙で当選された議員）、参議院議員 5 名（平成 28 年 7 月選挙で当選された議員）、会長により事前に調整をいただいた議員 5 名に対して顧問就任を要請。
- ・この結果、参議院：三原じゅん子議員（自由民主党）、佐々木さやか議員（公明党）、三浦伸祐議員（公明党）、中西健治議員（自由民主党）、真山勇一議員（民進党）
衆議院：星野剛士議員（自由民主党）、中山展宏議員（自由民主党）、古屋範子議員（公明党）、篠原豪議員（民進党）、本村賢太郎議員（民進党）が就任を承諾。

4 第 2 回役員会 平成 29 年 1 月 17 日（火）

- （1）平成 28 年度国への要請活動について
- （2）平成 29 年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案について
- （3）その他

5 平成 28 年度要請活動 平成 29 年 2 月 21 日（火）

- ・午前 9 時 40 分から 10 時 30 分まで 南関東防衛局において菊池会長はじめ 11 名の役員で池子接收地の返還に関する要請活動を実施
- ・次の要請先へは要請書を郵送
内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在日米海軍横須賀基地司令官

6 研修会 「池子の森の歴史－接收前の池子の森の暮らし－」

- （1）日 時：平成 29 年 3 月 18 日（土）午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで
- （2）天 候：晴れ
- （3）場 所：池子の森自然公園 緑地エリア
- （4）内 容：池子の森に弾薬庫が造営される前の暮らし等について、かつて、現在の池子の森自然公園の地域にお住まいであった方を講師にお招きして、現地を見学しながら、話を伺った。
- （5）講 師：久木側（旧柏原地区） 鈴木久彌氏
池子側 石黒伸一氏、岡本勇氏
- （6）参加者：委員 11 名、一般参加者 9 名、事務局 4 名

* 平成 28 年度収入支出決算 監査

- ・平成 29 年 4 月 12 日（水）

* 事業推進委員会の開催状況 2 回

- ・第 1 回 平成 28 年 4 月 14 日（木）
- ・第 2 回 平成 29 年 1 月 12 日（木）

事務局： 以上、28年度の事業実施につきまして、ご協力をいただきました役員の皆様にあ
らためまして感謝申し上げます。

続きまして、平成28年度収入支出決算書についてご説明いたします。決算書をご
覧ください。

はじめに、決算書の記載の変更につきまして説明します。

前年度までの決算書では、支出であれば当初予算額と予算現額は基本的に同額
となり、実際に支出した金額との差を不用額として記載していましたが、28年度
の市の監査の結果、不用額は市へ返納することになることから、予算と実際の支
出額の差については、これまでのように不用額の欄に記載するのではなく、補正
予算額に△（マイナス）で表記するように指摘を受けました。その結果、予算現
額欄は、隣の実支出済額とイコールとなり、不用額の欄は0と表記しております。
収入につきましても同じ考えで記載しております。

予算の執行自体は変わっておりませんが、決算書の表記の仕方が変更になった
ということで、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、内容を個別に説明いたします。収入の部につきまして、科目1市補
助金310,000円は、予算現額どおり収入済となっておりますが、支出済額247,816
円との差額62,184円を市へ返納しておりますので、補正予算額欄には△62,184
円を記載し、収入済額の欄にはその差額247,816円を記載しています。

以下、同じ形で記載しておりますので、マイナス補正額の説明は省かせていた
だきます。科目2雑収入は、予算額1,000円に対し預金利子収入がありませんで
したので、収入済額は0円です。

以上により、収入につきましては、予算現額311,000円に対し、収入済額は
247,816円となっています。

次に、支出の部についてご説明いたします。まず、科目1事務費につきまして
は、当初予算額31,000円、支出済額30,849円となっております。内訳につしま
しては、(1)需用費1消耗品費は、事務用品代として支出済額5,857円となっ
ております。(2)役務費の支出額24,992円は会議通知にかかる切手購入代等
です。続いて、科目2事業費につきましては、当初予算額274,000円、支出済
216,967円です。内訳につきましては、(1)報償費 自然観察研修会講師謝礼金として支
出額30,000円となっております。

(2)需用費 1 消耗品費の支出額28,332円は活動報告チラシ用紙購入代です。
(3)委託料の支出額113,235円は活動報告チラシ全戸配布の委託料です。(4)使
用料及び賃借料の支出額45,400円は、要請活動の際のバス借り上げ料、有料道
路利用料です。

科目3予備費につきましては、昨年度は執行がありませんでした。

以上により、当初予算額311,000円、支出済額247,816円となり、市補助金
310,000円から支出済額247,816円を差し引いた62,184円は、全額を市に返納い
たしました。

以上で説明を終わります。

会 長： ただ今事務局から報告がありました。質疑の前に監査報告を行います。なお、監査は去る 4 月 12 日（水）に川西監事により実施いただいておりますので、川西監事よりご報告をお願いいたします。

川西監事： それでは、監査報告をいたします。平成 28 年度収入支出決算書の一番下の箇所をご覧ください。

「本協議会の平成 28 年度収入支出決算について、会則第 8 条第 4 項に基づき、去る 4 月 12 日、市役所において事務局立会いのうえ、監査を行い、帳簿、伝票、通帳など関係書類を厳正に審査した結果、会計処理は適正に行われていたことをご報告いたします。

平成 29 年 4 月 20 日 監事 川西英子」

会 長： それでは、質疑に入ります。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

有馬委員： よろしいですか。

会 長： はい、どうぞ。

有馬委員： ご説明されたと思いますが、よく分からないので、もう一度教えていただきたいのですけれど、当初予算額、補正予算額、予算減額、収入済額、それぞれこれはどういう……当初予算は 31 万、収入の方で市の補助金ですが、それを補正予算額でマイナスにして予算減額するという、この言葉の使い方というか、そこら辺がよく分からないのですが、どういうことなのでしょう。

事務局： 分かりにくくて申し訳ありません。まず支出の項目を見ていただきますと分かりやすいので、支出の方でご説明いたします。消耗品のところをご覧くださいと、当初予算額が 6,000 円、市からの補助金として入っておりますが、実際に使った額が 5,857 円となっております。本来であれば差引いた 143 円を不用額として記載すると分かりやすいのですが、監査から指摘がございまして、この不用額をマイナスとして補正し、不用額がないようにするというのが趣旨でございまして。これにより、不用額はゼロとし、143 円については市へ返納するというような作りになっております。

有馬委員： 補正予算額という言葉が分かりにくかったのですが、理解できました。ありがとうございました。

会 長： 他にご質疑はございませんか。質問、ご意見等がなければ、本件の承認についてお諮りいたします。

議題 1「平成 28 年度事業報告及び収入支出決算について」は、承認することにご

異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議ないものと認め、原案どおり承認することに決定いたしました。
続きまして、議題2「平成29年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案)について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは平成29年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案)についてご説明いたします。それぞれの案の作成につきましては、去る4月12日に開催いたしました第1回事業推進委員会において、委員からご意見をいただき、作成したものです。

まず、お手元の平成29年度事業計画(案)をご覧ください。

1 事業方針、2 推進方法につきましても、昨年と変更はございません。

それでは、全文を朗読いたします。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会 平成29年度事業計画(案)

市、市議会、本協議会の三者が一体となり、全市民一丸となった返還運動を展開し、国営自然公園の誘致等の運動を展開していく。

1 事業方針

- (1) 池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し共同使用地(約40ヘクタール及び医療センター進入路)の返還を目指す。
- (2) 共同使用にあたり、池子の森の保全に協力する。
- (3) 池子住宅地区の居住者との相互理解に努める。
- (4) 市民へのPR活動を推進する。
- (5) 跡地利用としての国営公園の誘致を目指す。
- (6) 旧軍港市転換法の逗子市適用を関係機関へ強く求めていく。

2 推進方法

(1) 会議の開催

役員会等を開催し、市、市議会と共に返還に向けた活動について協議をしていく。

(2) 要請、陳情

事業方針達成のため、政府関係機関及び国会に対して要請、陳情を行う。

(3) PR活動

本市の基地問題についての現状やこれまでの経緯及び本協議会の活動について、市民に広くPR活動を行う。

(4) 顧問の招聘

県内選出国會議員を顧問として招聘する。

(5) 研修会・視察等の実施

米軍施設・区域、共同使用地等の視察や、講師を招いての研修会などを実施する。

事務局： 続きまして、平成29年度収入支出予算(案)について説明いたします。

お手元の収入支出予算書(案)をご覧ください。予算規模としては、28年度と同額となる311,000円となっています。内訳をご説明しますと、まず収入ですが、科目1市補助金(1)市補助金につきましては310,000円を計上しました。科目2雑収入につきましては、預金利子として1,000円を計上しました。収入の合計額は311,000円となります。

続きまして、支出についてご説明いたします。科目1事務費につきましては、前年と同額の31,000円を計上いたしました。内訳として、(1)需用費の1消耗品として、事務用品代等6,000円を、(2)役務費につきましては、会議開催通知等の郵便料が主なものですが、切手購入代として25,000円を計上いたしました。

次に、科目2事業費は、前年と同額の274,000円を計上いたしました。内訳として、(1)報償費につきましては研修会講師謝礼として前年同額の50,000円を、(2)需用費1消耗品につきましては、活動報告チラシの紙代として30,000円を計上いたしました。

(3)委託料114,000円につきましては、活動報告チラシの全戸配布にかかる経費を計上したものです。(4)使用料及び賃借料は、要請活動・視察等の際のバス借上料等として80,000円を計上いたしました。

科目3の予備費につきましては、前年度と同額の6,000円を計上いたしました。以上、支出の合計は311,000円となります。

次に、本年度の年間活動スケジュール案をご覧ください。まず、会議につきましては、28年度の決算監査と第1回事業推進委員会を4月12日に開催したところです。

次に、第1回役員会は、本日開催しているところです。なお、役員会につきましては、今年度は3回の開催を予定しておりまして、第2回を10月頃に開催し、本協議会にかかる次年度の予算要求の案等について、ご報告させていただく予定です。

次に、第3回役員会を12月頃に開催し、国への要請活動の要請文案について審議させていただく予定です。

次に、今年度は、市民委員の役員改選が行われます。7月改選が3名、9月改選が1名となっておりますので、広報等により市民委員募集のお知らせをさせていただく予定です。

また、国への返還要請活動は、年明け2月の実施を予定しています。研修会は3月の実施を予定しています。

以上で事務局からの説明を終わります。

会 長： それでは、ただ今の説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。
はい、長沢委員。

長沢委員： 予算の件です。郵便料金が6月から上がりますが、もし封書の料金が上がるのでしたら、この予算ではきついかないと思いましたが伺います。

会 長： はい、事務局。

事務局： ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり郵便料金は前年と変わりますが、予算上は同額で記載しております。一つには、メールをお持ちの方には、そちらを使って連絡等をさせていただいていることもございまして、なんとかこの額の中でやりくりしていきたいと考えております。

会 長： 他にご質疑はございませんか。はい、斎藤委員。

斎藤委員： 事業計画についてご質問してもよろしいでしょうか。

会 長： どうぞ。

斎藤委員： 事業方針は(1)から(6)までこのまま行きたいと思っているのですが、質問とお願いしたいことがあります。一つは(6)の「旧軍港市転換法の逗子市適用を関係機関へ強く求めていく」という規定についてですが、この前の国に対しての要請活動の中で、国の方から軍転法以外のことも考えていきたいというような発言がちょっと出ていました。池子の問題というのは、私たちがどうやっても、基地というものの法律の下にいろいろなことが動いていく、それはもうどうしようもないことだと思いますので、まず私たちの中で旧軍港市転換法がどういうものであるのか、それから、どうして国から今、それ以外のことを考えようという提案が出てきているのかということ、自分たちで勉強するなり、事務局から皆さんに資料を配っていただくなりして、国の流れや動きを押さえておいた方がいいと思ったので、お願いです。もう一点は、最近逗子の市民の方から直接聞いたのですが、池子の今回の共同使用というのは5年という任期が付いていて、それ以後に関しては国や世界情勢の中で、もしかすると共同使用ができなくなるかもしれないというような契約になっているのではないかという話でした。逗子市も予算を今ずいぶん使って整備をしているので、5年後以降の世界的な情勢を考えると、その辺りの契約がどうなっているのか、もう一度教えていただきたいと思って、その二点をお願いいたします。

会 長： 事務局。

事務局： それではまず、二点目の国からの共同使用の件につきまして回答申し上げます。今ご指摘がございましたとおり、共同使用の許可自体は平成 26 年 11 月 30 日からということになっていただいておりますが、確かに協定の中では日米合同委員会により承認された日から 5 年間で期限が切られております。ただこれは共同使用ということで、ある一定の期間を定めてということになっておりますので、5 年経ちましたらそれで終わりといったようなことではないと捉えております。実際に池子の共同使用につきましては、まず返還に向けて引き続き協議をしていく、返還を前提としての共同使用ということですので、協定には 5 年という書き方がされていますが、当然 5 年が経った時点で継続されると私どもは捉えておりますし、国に対してもそのように求めていくということでございます。

会 長： 斎藤さん、よろしいですか。

斎藤委員： はい、ありがとうございます。軍転法の方は.....

東副会長： (6) のことにつきまして、私も斎藤委員と同じ考えがありますので、合わせて言わせていただいてよろしいでしょうか。

会 長： どうぞお願いします。

東副会長： 私も国への要請活動で横浜へ行って感じたのは、軍転法のことです。軍転法は難しいという印象を受けました。これを今なくした場合、国から返還になったらお金をどうやって払うのか、軍転法が適用されればいいのでしょうかけれど、この間要請活動に行っている感じでは、これは難しい、いつまでこれを掲げているのかという印象を受けたのですね。だから、軍転法に換わる何かほかの方法、逗子はお金がありませんから、税法の改正なり、返還になった時に対応できる何かいい方法を勉強する時期に来ているのではないかと思うのです。この場でレクチャーをやったり、加えて何かいい方法を検討していったらいいと思ったものですから、付け加えさせていただきます。

斎藤委員： それに関して発言させていただいてよろしいでしょうか。

会 長： はいどうぞ。

斎藤委員： 実は私はあの時、国の方でそのように言っていただいて、今そういう動きになっていて、時代が変わってきたんだなと思ったのですが、後からよく考えた時に、どう考えても、池子のことは基地に基づく法律の下で考えられていくので、気をつけ

ないと、その場はいいかなと思って新しく提案されたことにこちらが乗った時に、土台がないまま一時的なものであって、長い目を見た時にそれがひっくり返ってしまったり、実際にやってみたら、あの時焦りすぎたかなというふうになってしまうと怖いなと思ったりして、そのためにもやはり、軍転法とは一体何だろうということをしちんと勉強したいという思いもあります。なので今、私の中ではとても微妙なのですが、確かに時代は変わってきているのかなと感じております。

会 長： 菊池委員どうぞ。

菊池委員： 要請活動に出ていないのに、そこに触れるのは大変申し訳ないのですが、先般、東副会長と川西委員と事業推進委員会を行った際にも、その辺の議論がございました。まず軍転法に関して、だいぶメンバーが代わったので、理解について役員の方の中でも違いがあるので、理解をしていくことが一つと、理解をした上で、これから返還に向けて軍転法が使えない部分、どういう形があるか、もしくは最終的に、逗子市が財政的にいかに返還を受け入れやすくするか、というのが今年の課題かなという議論が出ました。昨年来から軍転法はどうか、というご意見はあちこちから出ていましたし、理解をしていくということと、もし軍転法が駄目であれば次のステップという両建てで、今年一年間、事業としてやっていくのはどうかと、推進委員会内部でそのような意見が出ましたので、ご報告をさせていただきます。それから、斎藤さんがおっしゃるとおり、軍転法を簡単に転換して次の手でいって、国はというふうに動くか分かりませんから、そちらの梯子を上ったとたん梯子をはずされて、行くところがなくなってしまったというのは最悪なので、やはり軍転法を理解しつつ、理解した上で取り下げをしていくという、並行していく作業がやはり大事なかなという議論も出ていましたので、東さんに続いてご報告をさせていただきました。

会 長： 他にご意見はございませんか。はい、長沢委員。

長沢委員： 菊池さんは別にして、先ほどの東さんも要請活動に出られているので、その場の状況は分かっておられると思うのです。ですからそういう意見が出て、評価は私もよく分かりません。ただし、初めて軍転法について工夫をしていくということが企画部長から出たので、その評価はやはり、皆さんが言われたとおりに、この場で話をしていった方がいいと思います。ただし全体として、どんな時にどういう説明があったかということが分からない、まだ記録が出ていないので、記録を基に皆さんで話をした方がいいかなと思ったのですが、その辺のところは事務局に答えてもらうとして、菊池さんが言われたようなこと、斎藤さんが言われたようなこと、東さんが言われたようなことを、やはり一年をかけてやっていく必要があるかなと思っております。

会 長： ありがとうございます。私自身も同じような考えを持っていましたので、今年度の活動の中で、旧軍港市転換法について皆さんで勉強して、どういった形が一番逗子市にとってプラスになるのか、市民にとってプラスになるのか、一年をかけて勉強していきたいということを、一つ入れさせていただきたいと思います。

他に何かご意見はございますでしょうか。はい、どうぞ。

有馬委員： 小坪の有馬です。本筋でない質問ばかりして申し訳ないですけど、活動スケジュールが若干変わってくるかもしれませんから、この役員会の開催時間を見直してもらうことはできませんか。ちょうど晩飯の時間で腹も減るし、それが可能かどうか。

会 長： 例えば、ご意見としては何時がいいとかございますか。

有馬委員： 5時から6時、とかですね。もう仕事をしていないので、平日の日中でも構いませんが、仕事をしている方もいらっしゃるのですね.....

会 長： いろいろな方がいて、いろいろな立場がある中で、少なくとも仕事上に差し支えない形での時間設定だと認識しておりますので、その辺はご配慮いただきたいと思います。たぶん事務局に聞いても困ると思いますので、会長に免じてご配慮いただければと思います。

有馬委員： すみません、分かりました。

会 長： 他にご意見がなければ、本件につきましてお諮りしたいと思います。

長沢委員： すみません。

会 長： はい、どうぞ長沢委員。

長沢委員： 先ほど私が言ったことを、事務局から応えていただきたいのですが。

会 長： 記録ですか。事務局お願いします。

事務局： 長沢委員からありました要請活動の記録ですが、今まさに取りまとめをやっている最中でございます。先ほどのご発言の中にごございましたように、軍転法について要請をしまして、答えはまず、「返還が実現した際の地元の負担軽減措置についての関係と考えておりますが、一方で戦後 70 年が経過した現段階において、逗子市を軍転法の適用とすることは難しいとの見解が、同法を所管する財務省から出されていることもご理解願います」といったようなことを言われております。これにつ

きましては、簡単に言いますと、軍転法の適用は難しいですよということを、毎年言われておるところです。一方で、先ほどありましたように、若干、国の方からもこれまでにないような発言もございました。従いまして、軍転法の勉強というご提案をいただいておりますので、先ほどご説明させていただいた役員会の回数につきまして、これまで何年かは2回ということで続けてきておったのですが、今年度は3回に増やしております。第2回を10月に予定しており、その時に、軍転法について勉強と申しますか、皆様に理解を深めていただけるような形で行うように、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

会 長： 長沢委員、これでよろしいですか。

長沢委員： はい。

会 長： なんだか聞きたいところが入っていないような気がします。もっと他の方法のようなことについて、発言されていたように思いますが。

長沢委員： いや、工夫するということでした。

事務局： その部分につきましては、これまでに比べると少し踏み込んだ発言をいただいたのは確かでございます。今までですと「適用できません」と言われて終わってしまっていたところですが。

会 長： では、事務局におかれては、これまでのいきさつ、答弁をまとめていただいて、勉強会をするのであれば、その時に皆さんにお示ししていただきたいと思えます。他にご意見はございませんか。はい、徳本委員。

徳本委員： 今の件ですが、軍転法が適用にならないと、逗子市の負担が大きすぎて、仮に返還するという決定が出て、実際問題として実現できないかもしれないという気運が根底にありまして、それに対してどうするかという話だと思います。私も要請活動に参りましたけれど、軍転法の適用はほとんど無理だと、今さら、あれは法律ですから、国会審議が絡む話なのでそれは無理だということを、かなりはっきり企画部長の方から言われました。だからと言って、返還された時の負担を逗子市に一方的にお願いするという事ではない、別の方策が何かあるかもしれないと、こういう話だったのです。さて、そこで、その別の方法というのを、企画部長ほか皆さんにお願いしますね、ということにするのか、あるいはもし仮に、逗子市側からこういうことならば、効率的にも国の立場から見ても、そこそこ問題なく実現できるのではないかという方策を考えられるならば、具体的にこういうことをお願いするという形の要請ができるというふうに、私は素人ながら思うのです。先ほど、軍転法の勉強をしましょうという話がありまして、私も大賛成ですが、それに加えて、

もし知恵のある方がおられて、こういう方策であるならば、軍転法の適用がなくても、国の立場も立ち、逗子市としても負担がないような形で実現できるという名案があるならば、そういう勉強会こそ、まさにやりたい。仮に、全くでたらめな話で申し訳ありませんが、例えば費用負担の話、何億円になるか何十億円になるかわかりませんが、それを一時に支払えということだったら不可能ですが、しかし百年で払えというのであればできる、この百年というのは私が勝手に申しあげている話なので、国がそういう条件で払い下げをする、返還をするということがあるとは思えませんが、何かこういうことならばという案を、私どもとしても、ほかの方々のお知恵も使って、具体的にこういうことでお願いしますよという形で要請できれば、より実現の可能性というか、現実味が増すのではないかと思って、誠に勝手な思いつきの話で恐縮ですが、意見として言わせていただきました。

会 長： 私としても、その辺のことも含んだ形で勉強していきたいと思っています。座間の例もありますし、事務局がいろいろな例を持っていますので、そういった形で進めていきたいと思えます。軍転法の話に関してはここで一度ストップさせていただいて、ほかに何かございますでしょうか。

他にご意見がなければ、本件につきましてお諮りいたします。

今年度の活動につきましては、いただきましたご意見を踏まえ、修正については私と事務局へ一任をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議ないものと認め、議題2「平成29年度事業計画(案)、収入支出予算書(案)及び年間活動スケジュール(案)について」は、以上のとおり決定いたしました。

会 長： 続きまして、議題3「その他」に移りたいと思えます。事務局から説明してください。

事務局： 前回、平成29年1月17日、平成28年度第2回役員会以降の当協議会の事業及び池子の共同使用に関連して、5点ほどご報告いたします。

1点目、先ほど28年度事業報告でふれましたが、2月21日(火)、平成28年度国への要請活動及び米海軍根岸住宅地区の視察を実施し、11人の委員の方にご出席いただきました。なお、要請活動の記録につきましては、現在作成中ですので、完成次第、別途、皆様に送付させていただきます。

2点目、3月18日(土)、池子の森自然公園において、研修会を開催し、一般の方も含め20名の方にご参加いただきました。

研修内容については、池子の森に弾薬庫が造営される前の暮らし等について、かつて、現在の池子の森自然公園の地域にお住まいであった方を講師にお招きして、現地を見学しながら、お話を伺いました。講師は、池子側からは、市民協の役員である岡本勇様、石黒伸一様、久木側(旧柏原地区)からは、鈴木久彌様にお願いし

ました。鈴木様は、幼い頃に、現在の緑地エリア北側ゲートそばの谷戸に住んでおり、「この土地のことを語れるのは自分が最後だと思う。」ともおっしゃっていました。研修の様子は、別添資料のとおりですが、こちらも現在、記録をまとめていますので、別途、報告いたします。

次に、池子の森自然公園の整備状況についてご報告させていただきます。

まず、外部トイレ兼現場管理事務所が、池子側から久木側に向かってトンネルを出て右手の場所に完成し、4月1日から使用が開始されております。

次に、久木側エントランスですが、今までは、幅員約1mの片開き扉であり、車いすの通行も困難でありましたが、幅員約3.5mの両開き扉が新設され、4月1日から土・日・祝日の使用が開始されております。なお、入口は広がりましたが、今まで同様に車両の通行はできません。

また、公園の案内板、公園利用者への周知のための掲示板の整備も、28年度中に完了しております。

次に、今年度の「イケゴフレンドシップデー」は4月29日（土）に行われます。雨天の場合は翌日開催となります。時間は11時30分から17時30分まで行われる予定で、開会式典は13時より行われます。

最後に、在日米海軍司令部から、池子米軍家族住宅において、今後、毎月第一木曜日午前9時から定期点検のため試験放送が実施されるとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

第1回目は5月4日（木）午前9時から開始され、放送はサイレン音が、20～30秒鳴らされます。試験放送の実施については、広報ずし5月号への掲載のほか、市ホームページ、広報板への掲示等により市民へお知らせします。

事務局からは以上です。

会 長： 岡本委員どうぞ。

岡本委員： 試験放送が実施されるということですが、サイレンの音は前にもあって、皆さんがこれは何だろうと不安になったと思うのですが、そのサイレンがまた鳴るのかどうか、その一点だけお聞きしたい。

会 長： はい、事務局。

事務局： 最後にご報告しましたが、池子の住宅地区の中に、市の防災無線と同じように、気象災害等の時に住民の方にそれをお知らせするシステムがございます。同じく防災無線と呼んでおりますが、今、岡本委員からご指摘がありましたように、それが一昨年に2回ほど誤作動を起こしまして、夜中に何時間も鳴り続けたことがあり、地元の方を中心に、大変不安に思われたということがございました。市からも、今後こういったことがないように、ここは強く申し入れをいたしまして、米軍の方でも機器の入れ替え等をして、それ以来誤作動等は起こっておりません。今後の定期試験の関係ですが、サイレン音が具体的にどういった種類の音なのか、私どもも掴

めてはおりませんが、同じような音が出る可能性もあるかと思っております。ただ、時間的には、20秒から30秒程度と聞いております。まずは連休中の5月4日9時から、日中の短い時間ですが、音の種類によっては不安に思われる方もいらっしゃると思いますし、また今のタイミング的に、池子でサイレンが鳴ったとなると、不安感を持たれる方がいらっしゃるのではないかと、事務局も心配するところがございますので、先ほど申しましたように、広報等いろいろな手段を通じまして、まずは皆様に、これは試験放送ですとお知らせをさせていただくように考えております。

岡本委員： 5月に予定されているということで、広報等で周知を出してくれるそうですが、その時に字を大きくするとか、皆さんに分かりやすくしてもらえるようにお願いします。以上です。

会 長： はい、よろしいですか。

有馬委員： もう一点、よろしいでしょうか。

会 長： はい、有馬委員どうぞ。

有馬委員： すみません。また違う話で、ちょっと嫌な質問かもしれませんが、フレンドシップデーは市長や市議会議長さんは出られますよね。

会 長： はい。

有馬委員： あれはこの運動とは矛盾する話じゃないかなと思うのですけれど。返せ返せと言っておきながら、はいはいと行くのはどうなのですか。

会 長： 事業計画を読んでいただければ分かるのですけれども....

有馬委員： 仲良くしましょうというところがあるので、それかなとは思いますが、ちょっといかなものかなという気がするものですから。

会 長： はい、それではご意見として。

事務局： はい、あ、ではどうぞお先に。

会 長： はい、菊池委員。

菊池委員： 基本的には会長がおっしゃるとおり、事業計画にある「池子住宅地区の居住者との相互理解に努める」というところに、親善交流、親睦が入ってくるところです。

フレンドシップデーは在日米軍が主催する親善交流ということですが、そこでステージに乗っかるよというのは人間関係ですから、向こうと良好な関係を築いていくということです。それから、この市民協の第一の目的は全面返還ということですが、近年は返還返還というのをまず第一に打ち上げて... ちょっと言い方が違うかな、まず理解をしつつ、少しずつ使用できる所、返還していく所を増やしてきたという経緯・経過があります。正面から米軍とけんかをして全然話は進みませんので、仲良くなりつつ今の共同使用というのがあり、共同使用の次に、おそらく返還の可能性が出てくるというふうに私は理解しています。

過去、もう 10 年くらい前になりますか、米軍住宅地内の親善交流の行事で、向こうとの相互理解を深めるために、体育協会さんの力を借りて運動会をやったことがあります。その時に来賓としてお招きした日本の政治家さんが「返還運動を促進し、一日も早い返還を果たしていきます」ぐらいのご挨拶を、米軍の方、ご家族の方がいる前で、が一んとやったことがあります。それはそれである意味間違っていないのですが、向こうは自分たちがすぐに追い出されるのか、というようなことで、以降は市民協の活動として何年か、やっと最近入れるようになったのですが、ほとんど米軍施設内に見学や視察でちょっと中を見せて、ということでも入れなかった時代があります。従って、彼らと接する時には、彼らも僕らのことをある意味分かっている訳ですから、返還ということを一と一番目に挙げていくよりも、まず親善交流をし、理解した上で、お互いの立場を尊重しつつ、少しずつ少しずつ返還をする、もしくは、奪い返しという言い方は語弊があるかもしれないですけど、取り返していく、というような流れがありますので、親善交流をしていく、相互理解に努めるというのも、我々の活動の中で一番最後に控える返還のために必要なこと、ということで（事業計画に）載せていますので、そういうふうに理解していただければよろしいのではないかと思います。以上です。

会 長： よろしいですか。それでは、本日の会議はこれをもって終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

—以 上—